㈡　平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引、路線バス割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は西瀬戸自動車道連続利用割引
2	路線バス割引
3	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引

㈢　一の通行が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引又は平日通勤割引のうち２以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

㈣　平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引又は平日通勤割引の適用後の額に、路線バス割引が適用される場合に、割引適用後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ１円単位とする。」

とあるのは、

「㈠　障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引又はＥＴＣ特別割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引、ＥＴＣ前納割引又はＥＴＣ特別割引を適用する。

㈡　平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引、路線バス割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は西瀬戸自動車道連続利用割引
2	路線バス割引
3	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引

㈢　ＥＴＣ特別割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引、路線バス割引、西瀬戸自動車道連続利用割引又は障害者割引に限るものとし、ＥＴＣ特別割引を適用した後の金額（障害者割引を受ける自動車がＥＴＣ特別割引を重複して受ける場合には、障害者割引を適用した後の金額にＥＴＣ特別割引を適用した後の金額をいう。）に対してＥＴＣ前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は路線バス割引を適用し、西瀬戸自動車道連続利用割引については本割引を適用した後の金額に対してＥＴＣ特別割引を適用する。

なお、ＥＴＣ特別割引を適用した後の金額に対して、路線バス割引の割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。

㈣　一の通行が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引又は平日通勤割引のうち２以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

㈤　平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引又は平日通勤割引の適用後の額に、路線バス割引が適用される場合に、割引適用後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ１円単位とする。

㈥　障害者割引を受けることができる自動車が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日終日割引又は平日通勤割引を受けようとする場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。」

とする。

４を削除し、５を４に改める。

別表５の次に次のとおり加える。

別表６　割引適用後料金（通行１回当たり：単位　円）

⑴　神戸淡路鳴門自動車道（神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間）

（軽自動車等）

											神戸西
										布施畑	100
									垂水	75	150
								淡路、淡路ＳＡ	850	900	950
							東浦	100	950	950	1,050
						北淡	150	200	1,050	1,050	1,150
					津名一宮	150	250	325	1,150	1,200	1,250
				洲本	175	300	400	475	1,300	1,350	1,400
			西淡三原	150	300	400	525	575	1,400	1,450	1,500
		淡路島南	150	250	400	525	625	675	1,500	1,550	1,600
	鳴門北	450	550	650	800	900	1,000	1,100	1,900	1,950	2,000
鳴門	125	550	650	750	900	1,000	1,100	1,150	1,950	2,000	2,050

（普通車）

											神戸西
										布施畑	125
									垂水	100	175
								淡路、淡路ＳＡ	1,050	1,100	1,200
							東浦	125	1,150	1,200	1,250
						北淡	175	250	1,250	1,300	1,400
					津名一宮	200	325	400	1,400	1,450	1,550
				洲本	225	375	500	575	1,600	1,650	1,700
			西淡三原	175	350	500	650	725	1,700	1,800	1,850
		淡路島南	175	325	500	650	775	850	1,850	1,900	2,000
	鳴門北	550	700	800	1,000	1,150	1,250	1,350	2,350	2,400	2,450
鳴門	150	650	800	900	1,100	1,250	1,350	1,450	2,450	2,500	2,550